

第2章 取引価格の決定

＜基本的な考え方＞

下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることが禁止されている。

比較される「通常支払われるべき対価」について、運用基準では以下のとおり示されている。

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったたき

(1)(中略)「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価(以下「通常対価」という。)をいう。ただし、通常対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常対価として取り扱う。

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「5 買ったたき」より

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>

「買ったたき」に該当するか否かについては、下請代金の額の決定に当たって下請事業者と十分な協議が行われたかどうか、対価の設定が差別的であるか、通常取引においてコストと認められる額を明らかに下回っているか否か等の要素を勘案して総合的に判断される。特に、十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「フォローアップ調査¹²⁾」によると、取引価格の決定において、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっている。このような現状も踏まえ、親事業者と下請事業者の間で十分な協議が行われた上で、下請代金の額が決定されることが必要である。昨今の働き方改革の動向¹³⁾を踏まえた上で、下請事

¹²⁾ 取引価格の決定に関する事前協議について聞いたところ、令和元年度調査における放送事業者からの回答では「全ての番組について事前に十分な協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が90.5%であったが、製作会社からの回答では放送事業者との取引においては「全ての番組について、事前に十分な(両者が納得するまでの)協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が72.1%、番組製作会社との取引においては「全ての番組について、事前に十分な(両者が納得するまでの)協議をした」及び「おおむね事前に十分な協議をした」の合計値が62.5%となっている。

(出典)総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン 令和元年度フォローアップ調査結果の公表」(令和2年6月3日)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000139.html

また、公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」19頁(平成27年7月29日)によると、「テレビ番組製作会社に対し、主要な取引先テレビ局等から、採算が確保できないような代金での取引を要請されたことがあるかを聞いたところ、回答のあった106名のうち、「ある」が24名(22.6%)、「ない」が82名(77.4%)であった。」

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jul/150729.html>

¹³⁾ 2018年7月6日に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され

業者において必要となるコストを計上した積算資料や、親事業者側の予算等を踏まえながら適切な代金の設定を行うことが望ましい。また、令和2年4月から、中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されている。製作会社等の下請事業者が働き方改革関連法を遵守できるよう、親事業者は下請事業者に対して、適正な対価のないままに短い納期の設定を行ったり、発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底することを含め、下請事業者への発注時期、方法及び内容と、それに伴う製作期間や製作費が適正であるか否かについて、親事業者と下請事業者が十分に協議したうえで契約を取り交わすことが重要である。

さらに、運用基準において、以下のように記述されている。

5 買ったたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

エ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

オ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「5 買ったたき」より<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

た。本法律は、主に (a) 労働時間 (労働基準法等関係) 及び (b) 同一労働同一賃金 (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法関係) に関する法整備を行っており、2019年4月以降順次施行されているところである。

令和元年6月26日には、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会により、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」が策定された。本総合対策は、「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、「就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境」と「公正な取引環境」の実現が、大企業等と下請等中小事業者の双方において「成長と分配の好循環」の実現する上での共通の課題の一つであるとの認識に立ち、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図りつつ講じる所要の措置を取りまとめたものであり、これらの実施によって大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止することを目的としている。具体的には、①関係法令等の周知広報、②労働局・労働基準監督署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供、③労働局・労働基準監督署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報、④公正取引委員会・中小企業庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報を行うこととしている。なお、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」における「しわ寄せ」の防止を含む「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」については、本ガイドライン69頁を参照。

出典：厚生労働省「「働き方改革」の実現に向けて」より一部抜粋

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>>

中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ (第4回) (平成30年8月1日開催) 厚生労働省資料「働き方改革関連法の施行に向けた取組・支援について」(1~2頁を要約)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/choujikan_wg/dai4/siryoul.pdf>

中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ (第9回) (令和元年6月12日開催) 厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁資料「働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対策について」(5頁を一部要約)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/choujikan_wg/dai9/siryoul.pdf>

■消費税転嫁対策特別措置法について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)は、平成26年4月1日及び平成31年10月1日における消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定され、平成25年10月1日に施行された。(本法律は平成33年3月31日まで適用される)

資本金等の額が3億円以下である事業者(特定供給事業者(消費税転嫁対策特別措置法第2条第2項各号で規定される事業者であり、特定事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者をいう。))からの商品の供給に関して、特定供給事業者から継続して商品の供給を受ける法人事業者(特定事業者(消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項各号で規定される事業者をいう。))は、対価の額を通常支払われる対価に比して低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むと、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買ったたき)に該当し、問題となる。

(想定例)

- ・消費税率の引上げに際して、特定事業者は、特定供給事業者に対して一律に一定比率での原価の低減を要請し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。
- ・消費税率の引上げに際して、特定事業者は、材料費や電気料金の低減等の状況の変化がない中で、特定供給事業者に対して消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い価格に引き下げた。
- ・消費税率の引上げ前の税込価格と同額に据え置くことを要請した¹⁴。

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が、資本金等の額が3億円以下である特定供給事業者に対して、「減額、買ったたき」「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」「本体価格での交渉の拒否」といった消費税の転嫁拒否等の行為や、公正取引委員会等に転嫁拒否の実態を訴えたことに対する報復行為(取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱い)を行うことを禁じており、これらの行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表等の措置の対象となる。

特定供給事業者との価格交渉において、特定事業者が外税方式(本体価格)での交渉を拒否した場合は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号違反となる。内税方式の様式の使用を求めることにより特定供給事業者が外税方式での価格交渉を行うことを困難にさせる場合もこれに該当することに留意が必要である。

(想定例)

- ・特定事業者は、特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させた。
- ・特定事業者は、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせた。

(参考)

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に

¹⁴ 公正取引委員会「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」(平成27年3月)
<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/ihanjireipamphlet.pdf>

関する特別措置法
(定義)

第2条 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

- 一 一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者(特定連鎖化事業(中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。)を行う者を含む。)であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの(以下「大規模小売事業者」という。)
- 二 法人である事業者であって、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの(大規模小売事業者を除く。)
 - イ 個人である事業者
 - ロ 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)である事業者
 - ハ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者

2 この法律において「特定供給事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。

- 一 事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
- 二 前項第二号イからハマまでに掲げる事業者が同号の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハマまでに掲げる事業者

(特定事業者の遵守事項)

第3条 特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(平成15年12月11日事務総長通達第18号)

第4 親事業者の禁止行為

3 下請代金の減額

(1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ～エ(略)

オ 下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

(略)

等も含まれる。

<問題となり得る事例>

①A製作会社が、B局から継続して毎年請け負っていたレギュラー番組(完全製作委託型番組の納入)について、一方的に番組改編期に一律に一定比率で製作費を削減する旨告げられた。

理由として、デジタル化投資や広告収入の減少のため、経費節減が必要となっているとの説明があった。A製作会社が意見をいうと、B局側から「他にいくらでも安く作ってくれるところがある」と言われたため、結局その金額で引き受け、赤字覚悟で番組製作を行わざるを得なかった。